

## 「保育士賃金3%（月額9千円）引き上げで何が変わるのか？」

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において「保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施する」との事業概要が示されました。

近年、保育士の処遇改善は毎年行われてきていますが、令和2年度に於いても職種別平均賃金で全産業平均月収の352千円に対し49千円低い303千円となっています（役職者除く）。一方役職者を含めた全産業女性平均月収318千円に対し、役職者を含めた女性保育士平均月収は311千円と7千円しか差がなく拮抗している状況になっています。今回3%程度（9千円）の処遇改善がなされれば理論上は全業種平均（いずれも役職者含む女性）水準になります。

しかしながら、「実質一人9千円引上げ実現」は職員配置等事業者の努力なくして実現は困難になってくるでしょう。令和3年度も少子化に歯止めがかからない一方で、保育士の確保問題も依然根深く構造的な少子化対策の目玉として、今回の処遇改善の実態調査をしっかりと行いつつ、更なる少子化対策と魅力ある保育業界の職場作り及び労働に見合った対価の実現を掲げ、国・地方が一丸となり進めていく必要があるでしょう。更に、2つの課題があると考えます。1つ目は今回の賃上げ財源は補正予算のため、継続的な賃金引上げのための安定財源確保が必要になること。2つ目は保育士や幼稚園教諭や看護師等職種での限定にせず、保育・介護・医療の現場に携わる全ての職種を対象にすべきという現場の不満や戸惑いへのケアや対応も必要になることです。今回賃金改善対象職種は以前より人手不足や低賃金が問題となってきましたが、これをきっかけに日本景気回復の起爆剤として位置づけて複合的な政策を次々に打ち出し、日本の元気を取り戻すという考え方も必要かもしれません。

園の皆さまにとって、今後直面される短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大、社会福祉連携推進法人への検討を含めた法人運営が求められ、常に先読みしたかじ取りが必要になってきています。同時に『職員の方々からも選ばれる園』であることの真価が一層問われる時代になってきているのではないのでしょうか。

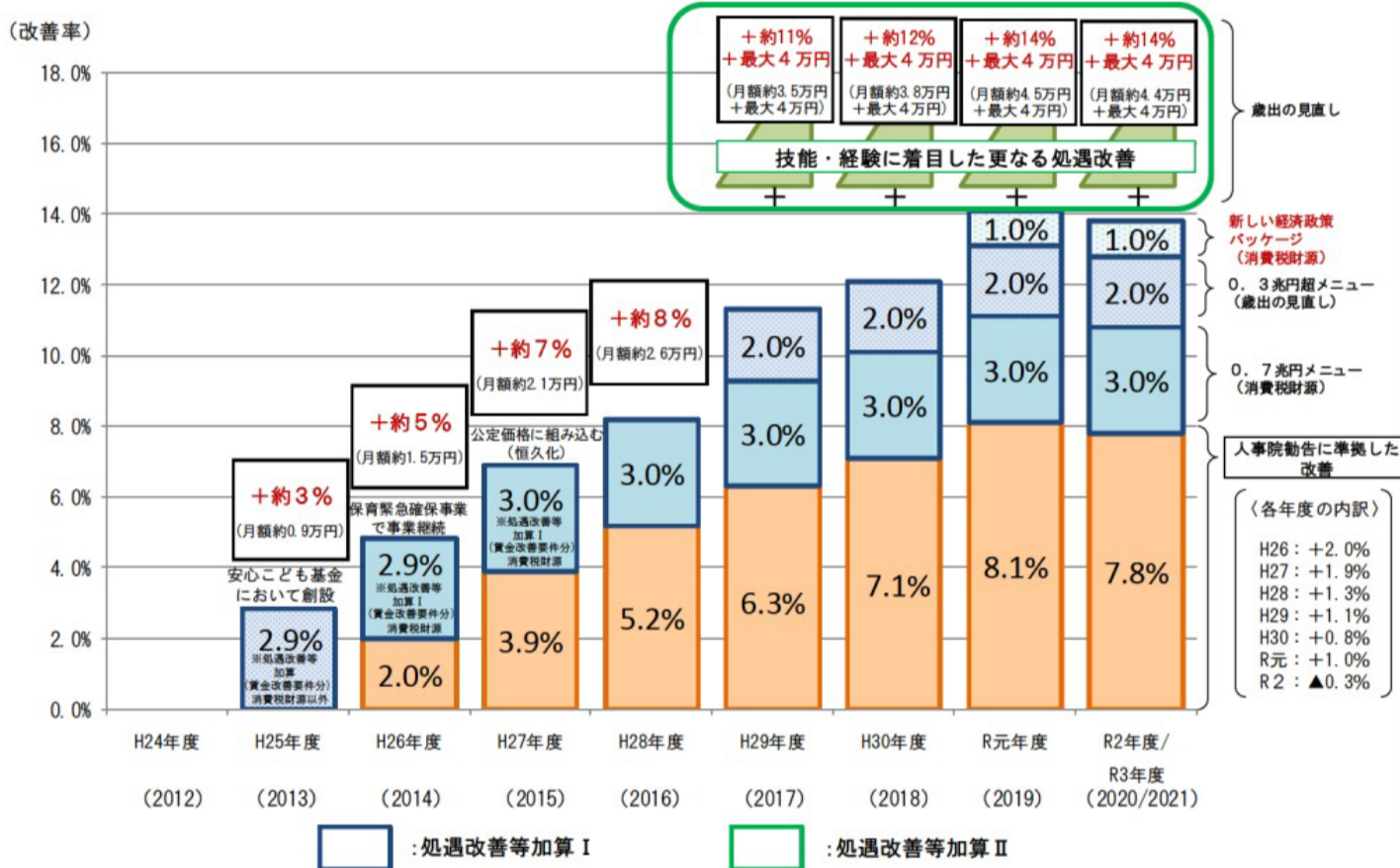
チャイルドグループ（株）幼保経営サービス  
コンサルティング部 田村克也

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

お問合せ <https://www.ans.co.jp/youho/postmail/index.html>

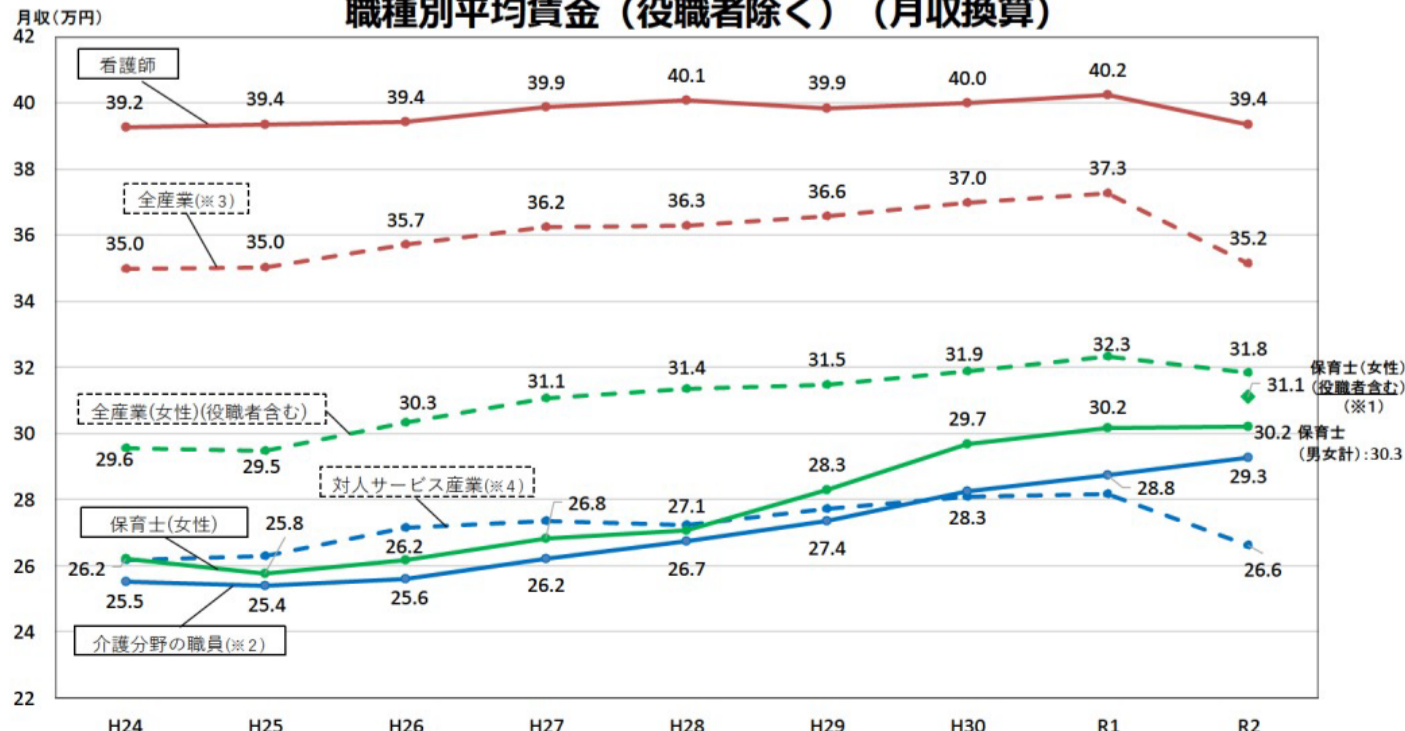
### 参考資料 1

#### 保育士の処遇改善



### 参考資料 2

#### 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和2年までの各年で公表されたもの)を基に作成。いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)。  
 (注1)「役職者含む」としたものの以外は全て、役職者(令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年は10人以上の事業所の役職者)を除いた数値。  
 (注2)「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きままって支給する現金給与額」に、「年間賞与其他特別給与額」の1/12を足した額。  
 「きままって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精進手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。  
 (※1)令和元年までは職種別の賃金については役職者を除いたものを調査していたが、令和2年から調査方法が変わり、職種別の賃金について役職者を含んだものも調査している。  
 (※2)「介護分野の職員」は、令和元年までは「ホームヘルパー」及び「福祉施設介護員」を、令和2年は「訪問介護従事者」及び「介護職員(医療・福祉施設等)」をそれぞれ加重平均したものの。  
 (※3)「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。  
 (※4)「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均したものの。